

平成28年第6回那珂川町議会定例会

議事日程(第3号)

平成28年9月8日(木曜日)午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第 6号 | 平成28年度那珂川町一般会計補正予算(第3号)の議決について
(町長提出) |
| 日程第 2 | 議案第 7号 | 平成28年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議決について
(町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 8号 | 平成28年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の議決について
(町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 9号 | 平成28年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の議決について
(町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第10号 | 平成28年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議決について
(町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第11号 | 財産の取得について
(町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第14号 | 平成27年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について
(町長提出) |
| 日程第 8 | 報告第 1号 | 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率について
(町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 1号 | 那珂川町教育委員会委員の任命同意について
(町長提出) |
| 日程第10 | 議案第 2号 | 那珂川町立認定こども園条例の制定について
(町長提出) |
| 日程第11 | 議案第 3号 | 那珂川町まほろばの湯湯親館条例の一部改正について
(町長提出) |
| 日程第12 | 議案第 4号 | 那珂川町宿泊滞在施設条例の一部改正について
(町長提出) |
| 日程第13 | 議案第 5号 | 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯条例の一部改正について
(町長提出) |
| 日程第14 | 議案第12号 | 平成28年度那珂川町ケーブルテレビ機器更新業務委託契約の締結について
(町長提出) |
| 日程第15 | 議案第13号 | (仮称)認定こども園わかあゆ増改築工事請負契約の締結について |

- て (町長提出)
- 日程第16 認定第1号 平成27年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第17 認定第2号 平成27年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第18 認定第3号 平成27年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第19 認定第4号 平成27年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第20 認定第5号 平成27年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第21 認定第6号 平成27年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第22 認定第7号 平成27年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第23 認定第8号 平成27年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第24 認定第9号 平成27年度那珂川町水道事業決算の認定について (町長提出)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (13名)

- | | | | |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番 | 鈴木 繁 君 | 2番 | 石川 和美 君 |
| 3番 | 佐藤 信親 君 | 4番 | 益子 輝夫 君 |
| 5番 | 大森 富夫 君 | 6番 | 益子 明美 君 |
| 7番 | 大金 市美 君 | 8番 | 岩村 文郎 君 |
| 9番 | 川上 要一 君 | 10番 | 阿久津 武之 君 |
| 12番 | 石田 彬良 君 | 13番 | 小川 洋一 君 |
| 14番 | 塚田 秀知 君 | | |

欠席議員（１名）

11番 橋本 操 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福 島 泰 夫 君	副 町 長	岡 由樹夫 君
教 育 長	小 川 浩 子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 村 正 水 君
総 務 課 長	橋 本 民 夫 君	企 画 財 政 課 長	佐 藤 美 彦 君
税 務 課 長	稲 澤 正 広 君	住 民 生 活 課 長	鈴 木 真 也 君
環 境 総 合 推 進 室 長	鈴 木 雄 一 君	健 康 福 祉 課 長	立 花 喜 久 江 君
子 育 て 支 援 課 長	小 川 一 好 君	建 設 課 長	穴 山 喜 一 郎 君
農 林 振 興 課 長	坂 尾 一 美 君	商 工 観 光 課 長	板 橋 了 寿 君
総 合 窓 口 課 長	薄 井 桂 子 君	上 下 水 道 課 長	田 代 喜 好 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 森 新 一 君	学 校 教 育 課 長	薄 井 健 一 君
生 涯 学 習 課 長	笹 沼 公 一 君	代 表 監 査 委 員	岡 洋 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 林 伸 栄	書 記	岩 村 房 行
書 記	長 家 佳 奈 子	書 記	岡 多 恵 子

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（塚田秀知君） ただいまの出席議員は13名であります。

欠席届が11番、橋本 操君から出されております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（塚田秀知君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでありますので、ごらん願います。

◎議案第6号～議案第10号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第1、議案第6号 平成28年度那珂川町一般会計補正予算（第3号）の議決について、日程第2、議案第7号 平成28年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第3、議案第8号 平成28年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第4、議案第9号 平成28年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第5、議案第10号 平成28年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について、以上5議案は関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆さん、おはようございます。

今日は、台風13号並びにこれから予想されます大雨の対応のため、時間を繰り上げての開会にご協力いただきましてありがとうございます。

ただいま一括上程されました議案第6号から議案第10号 平成28年度那珂川町一般会計及び各特別会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、土地開発基金条例の改正に伴い、土地開発基金からの繰入金を地域振興基金に積み立てるほか、国及び県補助事業の追加認定になったものなどを計上するものがあります。その補正額は3億8,200万円となり、補正後の予算総額は104億600万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は総務費で、地域振興基金積立金のほか、マイナンバー制度関連費用として行政システム費や個人番号カード交付事業費など、3億1,100万1,000円を計上しました。

第2は教育費で、小川運動場駐車場の整備に伴う体育施設維持管理費や文化振興費など、3,749万円を計上しました。

第3は農林水産業費で、県単農村振興事業費やとちぎの元気な森づくり事業費など、補助事業の追加認定になったものに2,335万円を計上しました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げますが、これらに要する財源は国・県支出金のほか、繰入金、繰越金、町債などを充てることといたしました。

次に、国民健康保険特別会計であります。国民健康保険制度改正システム改修業務委託に65万円を計上するもので、その財源は国庫支出金を充てることといたしました。

これにより補正後の歳入歳出予算の総額は25億2,065万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。馬頭浄化センターのポンプ交換工事などに600万円を計上するもので、その財源は繰越金を充てることといたしました。

これにより補正後の歳入歳出予算の総額は3億2,200万円となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。三輪水処理センターのポンプ交換工事に200万円を計上するもので、その財源は繰越金を充てることといたしました。

これにより補正後の歳入歳出予算の総額は5,100万円となりました。

次に、簡易水道事業特別会計であります。富山金谷配水施設更新工事のほか、中部井戸取水ポンプ交換工事などに1,700万円を計上するもので、その財源は繰越金のほか町債を充てることといたしました。

これにより補正後の歳入歳出予算の総額は2億5,500万円となりました。

以上、一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会

計、簡易水道事業特別会計について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをごらんください。

第2表地方債補正であります。1追加として、社会体育施設整備事業の限度額を3,000万円とするものです。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

8ページをごらんください。

12款分担金及び交付金、1項1目農林水産業費分担金の補正額は99万円の増で、県単農業農村整備事業に係るものであります。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は75万円の増で、障害者自立支援事業に係るもの、2項1目総務費国庫補助金の補正額は803万円の増で、社会保障税番号制度システム整備費のほか個人番号カード交付補助金であります。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は37万5,000円の増で、障害者自立支援事業に係るもの、2項4目農林水産業費県補助金の補正額は1,382万7,000円の増で、県単農業農村整備事業費、東日本大震災農業生産対策事業費、環境保全型農業直接支払交付金、農地中間管理事業費、元気な森づくり市町村交付金がそれぞれ追加認定になったものであります。

18款繰入金、1項8目土地開発基金繰入金の補正額は2億9,229万2,000円の増で、土地開発基金条例の改正により基金の額が2億円となったことにより、残りの額を一般会計に繰り入れ、地域振興基金に積み立てするものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は3,323万6,000円の増で、前年度繰越金であります。

20款諸収入、5項4目雑入の補正額は250万円の増で、財団法人自治総合センターコミュニティ事業費助成金であります。

21款町債、1項6目教育債の補正額は3,000万円の増で、社会体育施設整備事業債であります。

10ページ、歳出に入ります。

2款総務費、2項1目企画総務費の補正額は841万9,000円の増で、行政システム費及び情報システム管理費であります。4目財政調整基金等費の補正額は2億9,230万円の増で、地域振興基金費は土地開発基金からの繰入金を地域振興基金に積み立てるもの、3項1目税務総務費の補正額は81万9,000円の増で、税務総務諸費は臨時職員の賃金を計上するもの、2目賦課徴収費の補正額は500万円の増で、法人町民税の更正により徴税還付金を計上するもの、4項1目戸籍住民基本台帳費の補正額は446万3,000円の増で、個人番号カード交付事業費であります。

3款民生費、1項2目障害者福祉費の補正額は150万円の増で、障害者補装具費であります。

11ページに入ります。

4款衛生費、1項1目衛生総務費の補正額は85万9,000円の増で、衛生総務諸費は臨時保育士の賃金であります。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費の補正額は447万4,000円の増で、農業振興諸費は農地中間管理事業費及び環境保全型農業直接支払交付金の追加認定などによるもの、4目畜産業費の補正額は50万円の増で、畜産振興事業費は東日本大震災農業生産対策事業の追加認定に伴い、優良繁殖雌牛の導入補助を計上するもの、5目農地費の補正額は1,190万円の増で、県単農業農村整備事業費は大山田上郷地区及び盛泉地区の水路整備費のほか、白久地区用水路改修に対して事業費を補助するもの、2項2目林業振興費の補正額は647万6,000円の増で、林道維持管理事業費のほか、とちぎの元気な森づくり事業費は里山林整備事業が追加認定になったものであります。

12ページに入ります。

6款商工費、1項3目観光費の補正額は780万円の増で、観光施設管理費はまほろばの湯の温泉タンク増設工事及び温泉ポンプ購入費であります。

9款教育費、5項2目公民館費の補正額は8万1,000円の増で、公民館活動費は自治公民館の修繕に対して3分の1を補助するもの、4目文化費の補正額は290万円の増で、文化振興費は小川地区の山車の修繕及びまほろば太鼓の修繕に対する補助金、7目なす風土記の丘資料館管理運営費の補正額は20万9,000円の増で、嘱託学芸員の通勤費を計上するもの、6項1目保健体育総務費の補正額は30万円の増で、体育振興費は小川那珂クラブスポーツ少年団の関東大会出場に係る補助金を計上するもの、2目保健体育施設費の補正額は3,400万円の増で、体育施設維持管理費は小川運動場駐車場整備費及び谷田那珂川運動場施設撤去費で

あります。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算の補足説明をいたします。

補正予算書 8 ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

4 款国庫支出金、2 項 3 目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金は、新規に65万円を補正するもので、平成30年度から国保財政運営の責任主体が都道府県となることから、町と県の連携等、その準備事業費としての国庫補助金であります。

9 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の補正額は65万円の増で、国保制度関係業務準備事業費は県が整備する国保事業費納付金等算定標準システムと、町のシステムとの連携業務に向けた改修業務を行うものであります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 続きまして、下水道事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書 8 ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は600万円の増で、前年度繰越金であります。

9 ページ、歳出に入ります。

1 款下水道事業費、1 項 2 目施設管理費の補正額は600万円の増で、施設管理費は馬頭浄化センターの主ポンプの交換工事。それから、舗装復旧工事、公共ますの設置工事のための増であります。

以上で、下水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わりにします。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算について説明いたします。

補正予算書 8 ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は200万円の増で、前年度繰越金であります。

9 ページ、歳出に入ります。

1 款農業集落排水事業費、2 項 1 目施設管理費の補正額は200万円の増で、三輪水処理センターの中継ポンプの交換工事であります。耐用年数の経過によるポンプ能力低下のため交

換するものであります。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算の補足説明を終わりにします。

続きまして、簡易水道事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書4ページをごらんください。

第2表地方債補正であります。簡易水道建設事業に係る起債の限度額を6,000万円から6,400万円に変更するものであります。

8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1,300万円の増で、前年度繰越金であります。

6款町債、1項1目水道事業債の補正額は400万円を金谷地区配水施設更新工事に係る起債を起こすものであります。

9ページをごらんください。

歳出に入ります。

2款水道事業費、1項1目簡易水道管理費の補正額は1,700万円の増で、金谷地区配水施設更新工事及び中部大那地地区のポンプ交換工事に要する経費であります。

以上で、一般会計及び各特別会計の補正予算の補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては会計名、補正予算書のページをお示しください。

質疑はありませんか。

3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） 一般会計11ページ、農林水産事業費の林業振興費の13委託料の件についてお伺いいたします。

この林道維持管理事業の内訳、あと、とちぎの元気な森づくり事業費、どこの地区が対象となったのかお聞きしたいと思います。

それと、下水道事業特別会計の9ページ、工事費請負費の中で馬頭の地区の水処理センターのポンプの改修工事ほか、あと舗装の改修とマンホール等の改修ということがありましたけれども、この点について具体的にご説明いただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） まず最初に、5款2項2目林業振興費の林道維持管理事業費

でございますが、これは既に開通している林道につきまして、まだ用地が町の土地に登記がなされていないというところが、林道名で言いますと細沢入り線、ちょうど三輪のゴルフ場の町道から150メートル区間がまだ登記がなされていないところが見つかりましたので、そこを今度用地調査をしまして、町のほうに所有権移転するための用地調査費でございます。

それと、とちぎの元気な森づくりについて、追加要望しまして県で認められたものが、まず北向田地区、東戸田地区、盛泉地区、それと広瀬地区の4地区が新しく追加で認められましたので、この地区について予算計上しております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 下水道の補正予算であります。まず馬頭浄化センターの主ポンプが11年経過しております。その主ポンプの交換と。1台を交換する予定であります。

また、舗装復旧工事であります。馬頭の役場の南東というかインターロッキングが張ってあるところがあるんですが、そのところの公共ますの設置等に係りまして、インターロッキングを外さなければならなかったということで、そのものについて補正予算を組ませていただきました。

それと、公共ますにつきましては、公共ます設置につきまして3カ所の新たな公共ますを設置する費用としまして100万円ほど計上させていただきました。

以上です。

○議長（塚田秀知君） ほかにありませんか。

5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 8ページの個人番号カード交付補助金が446万3,000円来ています。同額でもって446万3,000円が支出されます。それに対しましてお伺いします。

この補助額は何名を予定して、その前にそのカード交付枚数が現在幾枚発行されているかということと、今度のこの補助金がつくわけですけれども、何名について、この1枚当たり、コストですか、そういう金額はどういうふうになっているのか伺います。

2点目は、地方債です。3,000万円を地方債として新たに今回計上されるわけですけれども、この支出は体育施設維持管理費というところに3,000万充てられております。この内容につきまして伺っておきたいというふうに思います。2点お願いします。

○議長（塚田秀知君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） それでは、個人番号カード交付事業についてご説明いたしま

す。

現在、個人番号カードの発行件数でございますが、8月末現在、申請件数は1,444件でございますが、発行件数につきましては1,125件となっております。これについては、申請がJ-LIS、地方公共団体情報システム機構のほうに直接申請ということで、そこから町のほうに流れてきまして、それをちょっと処理しないと発行できませんので、そのタイムロスがありますのでこういう形になっております。それで、申請率についてなんです8.0%、交付枚数率は77.9%というふうになっております。

次に、個人番号カードの費用というか何件分を見越しているのかというご質問でございますが、個人番号カード交付事業につきましては、全額国庫補助ということで行なっております。国において、その国の事業費を各市町村の住民基本台帳人口割で交付するというような形をとっております。

今回、平成27年度の繰り越し分、28年度の国庫の予算分が確定いたしまして、それによって全国各市町村の限度額が発表されました。それに基づいて補正予算を組んだところでございますが、この個人番号カードの交付事業につきましては、先ほど申し上げました、税率関係のシステムの開発費から機構の職員の人件費、運営経費など一斉の費用で行なった単価、それによって国庫のほうで事業費をもっているところだものですから、現時点でカード1枚につき幾ら、何人の申請を見込んで幾らというような計算ができないものから、その辺のところご理解願いたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 2項目めの地方債についてお答えをいたします。

先ほど議員ご指摘のとおり、この事業につきましては、小川運動場の駐車場工事に充てる起債でございます。全体事業で3,330万円の駐車場整備事業を予定しておりますので、そのうち3,000万円を起債に充てるものです。なお、起債については合併特例債ということで償還時の交付税算入が見込まれますので、有利な財源ということで起債を充当したものでございます。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） コストが計算できなくて、ただ補助金が幾らであるということで、来るだけの金額を受けておるといだけの話で果たして通るものかどうかということなんですけれども、これは一般質問じゃないから、そういうことで来るお金、全額国庫補助で発行さ

れていくということなんですけれども、職員はこの作業に当たるわけですね。そういうそのコストが計算できないということになると、どの程度、町の負担がかかっているとかってのがはっきりしないんですけれども、そこは、この補助金がかかることについて、それと、職員の負担ということが主にそうなんですけれども、事務負担ですね。ここについては、町としてはどうふうに、補助額から見ましてどんなふうに捉えているのか、伺っておきます。

それから、2点目の地方債の補正は合併特例債ということで出されたので、それ以上の言うことはなくなっちゃうんですけれども、なぜ3,000万円も借金しなくちゃならないんだろうかということを知ろうと思ったんですけれども、有利な起債ということでのことで発行だということで、それで了解したいというふうに思います。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） 町の職員のコストのことだと思うんですが、基本的に事務費ということで、土曜、日曜発行するような休日出勤とか、あと平日の超過勤務については事務費補助金ということで、ここから事業費補助のほかに事務費補助という形で出ますが、28年度につきましては、その内容がまだちょっと確定しておりませんので、はっきり申し上げられません。27年度につきましてはそういった形で職員の休日勤務と、あとは平日の超過勤務の人員費のみという形でございます。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） カード発行については、そもそもいろいろ疑問がありまして、不安もあると、不正使用というような、あるいはこのカードを利用していろいろと犯罪なんかにも使われりゃしないかというような、いろいろ懸念されるものもありますよ、心配されるものもありますけれども、個人番号、全ての人に番号が付されるということで不安もあるということなんですけれども、当町におきましては発行1,125件ということで、これまで国庫補助としては幾ら来ていて、今回の額446万3,000円をプラスして全体で発行枚数、これから予定している金額が充てられるわけなんですけれども、全額どのようになっているのか伺います。

○議長（塚田秀知君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） 予算書のほう見ていただければおわかりになるかと思うんですが、今回の個人番号、失礼しました、当初予算で約180万円程度を組んでいたと思いますので、それに630万ぐらい、本年度630万、ただ最終的には3月の段階で変更とか、確定した段階で精算するような形をとっておりますので、現段階では今回の446万3,000円という

のは全国の市区町村の住基人口割で、国で持っている予算を案分された……

〔「幾らになるのかって」と言う人あり〕

○住民生活課長（鈴木真也君） これです、平成28年度分です。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はございませんか。

4番、益子輝夫君。

○4番（益子輝夫君） 私は、2点ほど伺いたいと思います。先ほど佐藤議員のほうからとちぎの元気な森づくりで4地区があったと思うんですが、その内容と、また、それが4地区になった理由とか、その辺の説明をいただきたいと。

もう一つは、同じ11ページの5の農地費の中で、県単農業農村整備事業費で大山田とか3地区ぐらい上がったと思うんですが、その内容について説明をいただきたいというふうに思うわけです。よろしくをお願いします。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） まず、最初のとちぎの元気な森づくり事業の内容ですが、これは4地区とも山林の下刈りというような内容になっております。それと、県単の農村整備事業につきましては、大山田上郷、盛泉が水路の整備工事、白久につきましても水路の整備工事を補助金で、前者の2件は町の直営で行います。そんなような内容になっております。大山田上郷の水路整備の延長は200メートル、盛泉地区が80メートル、そのような内容になっております。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

○4番（益子輝夫君） 今について、再度質問します。

県単農業整備事業のほうなんです、場所と内容についてと、あと工事の長さについてはわかりましたけれども、できましたら金額についても説明をいただければと思います。

それと同じ、とちぎの元気な森づくりの地域別の金額をどのくらい予定しているのかをお願いしたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） それでは、大山田上郷地区の工事請負費で申し上げます。上郷地区が570万円、盛泉地区が254万円、それと白久地区の総事業費は180万円となっております。

それと、元気な森づくり事業でやります個別の事業費ですが、これはちょっと個別の事業費で出しておりませんので、申しわけないですが、後でということによろしいでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

○4番（益子輝夫君） 今の、個別に出ていないということなので後で資料としていただきたいと思いますが、議長のほうからよろしくをお願いします。

○議長（塚田秀知君） じゃ、後で。

〔「はい。わかりました」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） ただいまの明細につきましては、入札施行前ですので入札が完了してからお知らせしたいと思いますが、それでご了解ください。

〔「了解です」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） ほかにございませんか。

住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） 先ほどの大森議員の質問の中で、私、間違った回答をいたしましたので訂正させていただきます。

平成28年度の事業費関係でございますが、先ほど630万程度と申し上げましたが、合計で585万1,000円となります。訂正をお願いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第6号 平成28年度那珂川町一般会計補正予算（第3号）の議決については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成28年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決につい

ては原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 平成28年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 平成28年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議決については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 平成28年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第6、議案第11号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第11号 財産の取得について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、消防ポンプ自動車の更新に伴う財産の取得であります。取得する財産は、小型動

力ポンプ積載車2台で、第2分団第4部及び第5分団第2部にそれぞれ配備するものであります。

契約の方法につきましては、指名競争入札により4社を指名し、8月17日入札を実施いたしました。その結果、2,224万8,000円で合資会社渡辺商店が落札し、法定費用等16万440円を加え、2,240万8,440円で購入するものであります。

地方自治法第96条第1項第8号並びに那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 補足説明をいたします。

お手元の議案書をごらんください。

取得する財産は小型動力ポンプ積載車2台。

契約の方法は指名競争入札。

取得価格は2,240万8,440円。

契約の相手方は、栃木県小山市大字喜沢1394番地、合資会社渡辺商店、代表社員渡辺圭一です。

次に、参考資料の入札経過書をごらんください。

入札の経過ですが、指名競争入札により4社を指名し、8月17日入札を実施いたしました。開札の結果は記載されているとおりであり、最低入札者の合資会社渡辺商店を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は2,435万4,000円であり、落札率は91.35%でした。

仮契約につきましては、入札・落札通知の日の翌日から7日間以内に当たる8月22日に締結をいたしました。

次に、契約について説明をいたします。

契約金額の内訳は、入札書記載金額2,060万円に消費税相当額164万8,000円を加えた2,224万8,000円が落札価格となります。落札価格に自動車重量税、自賠責保険料等法定費用の16万440円を加えました2,240万8,440円が契約書記載金額となります。

また、納期につきましては、平成29年3月10日といたしました。

次に、車両の仕様についてですが、裏面の車両の仕様をごらんください。

今回取得する車両は2台ありますが、仕様が一部異なっております。積載する小型動力ポンプについては、第2分団第4部、これは大内上と大那地地区でございます。につきましては、車両左右で操作可能な固定式ポンプ1台と積載ポンプ1台といたしました。第5分団第2部、薬利・芳井地区でございます。は電動油圧昇降装置式の積載ポンプ1台としました。

搭載するポンプによりまして、艀装、積載品、付属品等が異なってまいりますので、それぞれの分団のポンプ内容をごらんいただきたいと思ひます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

10番、阿久津武之君。

○10番（阿久津武之君） 今回、約2,200万円で小型ポンプ車2台を購入するわけなんですが、車両の仕様とか艀装関係が違ふと思ひます。あと同じ車でも、第2分団第4部の場合には、いわゆるポンプ車プラス加圧機という形になろうかと思ひます。すると、その価格は2,240万8,440円ですが、その内訳がわかりましたらお知らせ願ひたいと思ひます。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） ただいま議員さんご質問のとおりでございます。

ポンプの仕様によって価格が変わっております。設計上の金額で申し上げます。落札後の金額ではなくて設計上の消費税を除いた金額で申し上げます。

第2分団第4部のポンプ車につきましては約1,297万円、第5分団第2部のポンプ車につきましては約958万円です。差額は339万円というふうになっております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号 財産の取得については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第7、議案第14号 平成27年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第14号 平成27年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について、提案理由の説明を申し上げます。

平成27年度水道事業の未処分利益剰余金について、建設改良積立金などへ積み立てることに伴い、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 補足説明いたします。

別紙、平成27年度那珂川町水道事業剰余金処分計算書をごらんいただきたいと思います。

一番右の列であります。平成27年度末の未処分利益剰余金の金額は1億672万9,206円です。このうち議会の議決による処分量は1億586万3,503円であり、その内訳は自己資本金への組み入れが4,086万3,503円、建設改良積立金への積み立てが6,500万円です。残りの86万5,703円は繰越利益剰余金とするものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号 平成27年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は10時といたします。

なお、台風の警戒に当たるため、関係する課長はここで退席いたします。

休憩 午前 9時50分

（副町長、総務課長、建設課長、農林振興課長、上下水道課長、退席）

再開 午前10時00分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（塚田秀知君） 日程第8、報告第1号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました報告第1号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成27年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

平成27年度決算に基づき算定されました健全化判断比率及び資金不足比率とも、国の基準以下となり前年度数値を下回ることとなりました。健全化法上においても指数が好転し、健全団体と判断されておりますが、今後とも行財政改革の継続的な推進を図り、健全財政の運営に努めてまいりたいと考えております。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明を申し上げます。

1の健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、普通会計を初め、全ての会計において実質赤字を生じていないため、当該数値は該当なしとなっております。実質公債費比率につきましては、標準財政規模に対する実質的な公債費の比率を3カ年の平均であらわしたものでありまして、平成26年度の8.5%に対し、平成27年度は8.4%となりました。今後は新庁舎整備事業や認定こども園整備事業において起債の借り入れや基金取り崩しをすることとなりますので、指標は後退していくことが想定されますが、早期健全化基準内での財政運営に努めてまいります。

次に、将来負担比率であります。標準財政規模における一般会計や特別会計についての地方債や職員の退職手当支給予定額等、将来負担しなければならない負債の比率であります。実質公債費比率と同様に交付税に算入される地方債や将来負担する額に財政調整基金や地域振興基金などの基金を充当可能なものとして控除して算出した比率であります。平成27年度は昨年度に引き続き、将来負担額を充当可能財源等が上回ったため、当該数値は該当なしとなりました。

続きまして、2の資金不足比率につきましては、各会計の事業の規模における資金不足額の比率をあらわすもので、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計とも資金不足額は生じていないので、当該数値は該当なしとなっております。

3の監査委員の意見につきましては、別紙をごらんいただきたいと思います。

以上で、平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率についての補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告第1号を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第9、議案第1号 那珂川町教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第1号 那珂川町教育委員会委員の任命同意につきまして提案理由の説明を申し上げます。

このたび、那珂川町教育委員会委員として町教育の振興にご尽力いただいております荒川裕子氏が、本年11月28日をもって任期満了となり、退任されることになりました。

荒川委員におかれましては、平成24年11月から4年間、町教育委員会委員として教育行政の発展のためにご尽力をいただいております、この場をおかりいたしまして深く感謝と敬意を表する次第であります。

つきましては、慎重に人選を進めてまいりました結果、後任者として小幡絹代氏を任命いたしたくお願いするものであります。

小幡氏は、那珂川町松野在住で、38年間にわたり教職員として勤務され、学校教育振興のためご活躍をいただいた方であります。

那珂川町教育委員会委員として、人格、識見ともに適任者であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

参考までに、現在の町教育委員は、平塚正一郎氏、高田榮順氏、眞保真弓氏と今回任期満了となります荒川裕子氏の4名の委員であります。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町教育委員会委員の任命同意については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第10、議案第2号 那珂川町立認定こども園条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町立認定こども園条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

今回の制定は、第2次那珂川町保育所等再編整備計画に基づき、平成29年度より現在の町

立保育園・幼稚園を廃止し、新たに町立認定こども園を設置するためのものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） 補足説明いたします。

議案書をごらんください。

第1条は（設置）で、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、幼保連携型認定こども園を設置することを規定したものです。

第2条は（名称及び位置）で、認定こども園の名称及び位置を規定したものです。

第3条は（事業）で、認定こども園の実施する事業を規定したものです。

第4条は（職員）で、認定こども園に園長及び必要な職員を置くことを規定したものです。

第5条は（保育料）で、認定こども園に入園している子どもの保護者又は扶養義務者は、那珂川町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例に定める利用者負担額を保育料として納入しなければならないことを規定したものです。

第6条は（委任）で、この条例に定めるもののほか、認定こども園に関し必要な事項は別に定めることを規定したものです。

附則第1項は（施行期日）で、この条例の施行期日を平成29年4月1日と規定したものです。

附則第2項は（那珂川町立学校の設置に関する条例の一部改正）で、この条例の施行により、那珂川町立学校の設置に関する条例について、幼稚園の項目を削除するための所要の改正を行うことを規定したものです。

附則第3項は（那珂川町立幼稚園の保育料徴収条例の廃止）で、この条例の施行により、那珂川町立幼稚園の保育料徴収条例を廃止することを規定したものです。

附則第4項は（那珂川町立保育所条例の廃止）で、この条例の施行により、那珂川町立保育所条例を廃止することを規定したものです。

附則第5項は（経過措置）で、この条例の施行により廃止される附則第3項及び第4項の各条例に係る保育料の経過措置を規定したものです。

附則第6項は（準備行為）で、この条例の施行日前に入園及び利用に関し必要な手続、申請、その他の準備行為ができることを規定したものです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） 別表の「なかのこ認定こども園」のこの名称について、さきの全員協議会でも説明がありましたけれども、この名称を募集するに当たってアンケート調査を実施したと思うんですけども、どの程度の回収があったのか。また「なかのこ」のほかに別な名称等もあったのかどうか、ちょっとその点をお伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） 今回の名称につきましては、新たに認定こども園という形で設置するために3園とも募集をかけたものであります。その中で、今の現中央につきましては16名称の応募がありました。また「わかあゆ」につきましては10、それから「ひばり」につきましては20というふうな、どの今の幼稚園、あるいは保育園に該当するかわからない分が1ということで、合計60関係のものがあつたわけではありますが、その中で特に「なかのこ」につきましては、非常に多くの名称の応募がありまして、一番多い数でも3つ、それ以外はそれぞれ1つというような形で、幾つか申し上げますと、中身的には、例えば「たけのこ」あるいは今の「中央」、さらには「のびのび」、あるいは「ゆりがね」、今の「なかのこ」等のものがあつました。そのほか「わかば」、「いちご」等々それぞれ1つずつの応募がたくさんございました。

そういうような関係もありまして、ある程度多数が占めればそちらという形もありましたのですが、個別一つ一つだったという形がありまして、選定委員会の中である程度候補を絞りまして、それの中でお互いの趣旨、説明の内容等を勘案した中で、最終的には那珂川の子、あるいは真ん中の「中」、今の中央ですね、それも含めた中で「なかのこ」というような形で決定したものであります。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） 数多くのアンケートの回答があつたということですがけれども、さきの説明の中では16というふうになっているんですけども、中央保育園の保護者からとつたアンケートの数が、16通が返ってきたという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） 失礼しました。ちょっと私のほうで数が間違っておりました。27件応募があったということで、これは、例えば現中央の方は中央という形ではなくて、いわゆる3認定こども園を広く募集したという形の中で、じゃ、現中央の名称を新しい名称にしたらいいだろうという形で応募があったのが、先ほど16件と申しあげましたか、失礼いたしました、27件という形であります。27件が現中央保育園の新しい名称として、認定こども園としてあったという形であります。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） 件数についてはわかりましたけれども、「なかのこ」と「たけのこ」どちらが子供たちが言いやすいかというふうに考えた場合、「たけのこ」と「なかのこ」というと、やはり「たけのこ」のほうが言いやすいのではないかなというような感じがします。馬頭地区ではたけのこ祭りというのをやっていますよね、伝統的に。だから、そういう意味からいっても「たけのこ」のほうがよかったのかな、将来すくすく伸びていくということで、この那珂川町の将来を担っていく子供たちにふさわしい。当然わかあゆ保育園のときも、若鮎のようにぴちぴちと泳いで元気に育っていくというような意味合いがあったかなと思うんですが、「なかのこ」というと、どういう意味を持たせるのかなという、ネーミングをする段階でどのように考えているのか、その点をお伺いして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） 確かに、今、議員のおっしゃるような議論も選定委員会の中ではございました。特に現中央という形の中で、馬頭地区でたけのこ祭り、あるいは、今、議員おっしゃったようにすくすく育つというような形の中でもいいイメージではないかと、非常に意見が分かれたところではありますが、その中で結果的に委員の中で大勢を占めたのは、新しい名称としている中では、この那珂川町の子供たちが新たに認定こども園やる中で、ほかの2園につきましては、今、「わかあゆ」はやはり候補でありましたし、それからひばり幼稚園の今の現行につきましては、長い伝統がある名称であるということですんなり決まったわけありますので、もう一つの中央に関しましては那珂川町の子供、あるいは那珂川町の子供たちが健やかに楽しく過ごせる形の園だというような形での位置づけという形で、子供たちが発声しやすいという部分も確かにあるものではあります。その辺の中で、委員の中で大勢を占めたのは「なかのこ」ということで、那珂川町の子供たちがこれからすくすく育っていく部分、あるいはみんなが楽しくできるんだというような形でのもののほうがよ

かろうということで、非常に「たけのこ」とは拮抗した部分ではありましたが、その辺は選定委員のほうでお任せしたということで、最終的には満場一致でよかろうという形の中で、いろんな議論はあった中ではありましたが、「なかのこ」という形が決まったというものでございます。

以上です。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 一般質問にもこういった重要な課題について今回は取り上げまして、ある程度聞くことができたわけですが、さらに深めて再質問でやろうと思ったら通告だけだということでできなかったこともございますので、それも含めまして、この条例に関して伺っていききたいというふうに思います。

第1条の（設置）でありますけれども、この設置におきましては、財政規模、どういうふうに全体どのくらいかかるか。今まで保育所と幼稚園かかっていた費用、対この認定こども園はどういった規模になるか比較をしてもらい、のはなるわけですが、この財政規模と財源について伺います。どういうふうにしてこの運営を行なっていくかということですね。設置におきましてお伺いいたします。

2点目は、全ての保育所が廃止されるということになるんですね。これは非常に論議に余りなってきました。幼稚園も廃止されるということですね。だけれども、認定こども園でもって名称は変わりますけれども、そういう施設はできるということで6園が再編になるということで、施設はそういうことで認定こども園ということとしてなっていくわけですが、しかし、これは地域全体のことで見てみますと、各地域から保育所が廃止されると、幼稚園はその地域に残りますけれども、「なかのこ」ということで中央保育所はということが残りますけれども、各所にあった保育所が廃止されるという、こういう事態になるわけですね。

これは、そういう地域性から見まして、こういう過疎地域だからこそ各地域に在住する人のことを考えてみれば、近くに保育所があれば、この地域で住んでいてよかったなということの一つにもなるわけですね。それが、廃止されるということは地域の人にとっては重大なことなわけでありまして。こういったことが、どういうふうに調整されて認定こども園が設置されるという運びになったかと、こういったこともその経過ということについても、この際伺っておきたいと思います。

3点目は、第6条で、この条例に定めるもののほか、認定こども園に関し必要な事項は別に定めるということになっていまして、規則等関係するもの、別に定めるということで明記されております。これはできているのでしょうか。できているならば、議会にそういうものを示すことができるのでしょうか。ぜひ示して、提出していただきたいというふうに思います。

以上、3点お願いします。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） まず、第1点目の財政規模であります。すみません、これにつきましては、現在は手持ちがございませんので、詳しいものに関しましては後でお示ししたいと思うんですが、いわゆる運営の中では従来の保育所、あるいは幼稚園等につきましても、国からの補助金等というのは既に打ち切られてございますので、更正措置という形で歳入的には来るものでございます。それ以外はいわゆる保育料という形での全体の歳入で賄っていく形というものでございます。具体的な数字に関しましては後ほどお示ししたいというふうに思っております。

それから2つ目の今回の6園が3園の再編という形でございますが、これにつきましては、既に決定してございます第2次の保育所等の再編整備計画を決定した段階でもご説明申し上げましたけれども、確かに地域の身近な保育園、あるいは幼稚園という部分との兼ね合いはございますが、やはりこれからの子供たちの子育てという中でコミュニケーション能力というものをやはり重要視されてくる。

ところが、子供がやはり少なくなってきた中で小さなクラス編成という形では、なかなかそれが発達していかないというような部分もございます。そういうふうなものを考えたときに、ある程度の規模での子供たちが遊べるという形にしないと、ご存じのとおり、同じ年齢の子供を遊ばせようとする、わざわざ自動車ではかに連れて行かないと遊びに行けないという状況もあります。そういうような状況も含めまして、保育所、あるいは幼稚園につきましても、ある程度の一定規模の部分の中で子供たちが遊べる、あるいはコミュニケーションを図れるというような形の中での再編をするというのが、この第2次の保育所等の再編整備計画の趣旨でございます。

その中で、6園を3園、さらには保育所・幼稚園というような区別をせずに、今後は小さいうちから小学校、中学校まで一貫した教育・保育ができるというような形の中で幼保連携型の認定こども園というような方向づけをしたものでございます。

それから、具体的な内容につきましては、現在内部で検討中でございます。決定次第、各議員の皆様にも規則等につきましては、お示ししたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（塚田秀知君） ちょっと、大森富夫君に申し上げます。条例についてのみの質問に限定していただきたいと思えます。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） ある程度は議長の裁量もよろしくお願いします。

1点目ですけれども、この財政措置です。施設設置に関しての財政措置というのがどういうふうになるのか非常に大事ですよ。それが示されないということは、そういう点では時期尚早かなという点もあるわけですね。これは完全な状態になっていると、準備不足だという点も感じます。しかし、基本的な子育て環境をよくしていくという流れの中で、暫定的な認定こども園の設置という形では、私は後退するものではないですから反対するものではありません。基本的には賛成ですけれども、その全体状況を見て、全く万歳というわけにはいかないということを私は申し上げているわけです。

それで、財政措置は比較をすれば、6園の全体費用がわかっているわけですね。この3園にすれば追加でもって施設の増設とか駐車場の整備とか、これは費用プラスかかるわけですね。そういうそのものを計算して、どうなっているんだということが1つ、これは誰もが知りたいものであります。議会は当然そうであります。だから、それは説明する必要が施設設置に関してはあるのではないかとということが第1点です

それから2点目は、これは重大なことですよ。保育所が廃止されるということは地域にとっては重大なことなんです。3園ということで別表で示されて、あとは保育所廃止だということで済まされちゃっているわけですから、この条例は。だから、こういう至る経過というのについては丁寧に説明をする必要があると思いますので、2点目として再度伺います。

それから3点目は、後で決まれば、規則等、あるいは別に定める保育料の徴収額だとか、そういうのが詳細わかるように、それは後で示してほしいと思えますけれども、私、一般質問の追加で町長に聞こうと思ったんですけれども、地域におきましては足の確保、通園のバスの運行、こういったことがどうなんだということで一般質問の再質問で用意していたんですけれども、聞けないままになっておりますので、その附則の関係、あるいは町長の裁量といたしますか、ものができれば後で示されると思えますけれども、ここで答えられれば、そういった地域の状況に鑑みての町の示す方策、これをお聞きしておきたいと思えます。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） きょうの議案につきましては、那珂川町立認定こども園条例の制定についてお願いをしているわけでございます。これに至るまでの経緯につきましては、各段階におきまして議員の皆様にもいろんな段階で情報をお示しして、ご理解をいただいているものと解釈をいたしております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 最後に1点伺います。

こういうふうに3園が設置されるということですがけれども、この3園は中央に集中するわけですね。先ほどもにも関係しますけれども、じゃ、地域はどうなんだと保育所は廃止して、その3園が設置されるということですがけれども、中央集中ということで町長の見解を伺います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） その問題はもう既に議論済みであると、私は解釈をいたしております。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町立認定こども園条例の制定については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号～議案第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第11、議案第3号 那珂川町まほろばの湯湯親館条例の一部改正について、日程第12、議案第4号 那珂川町宿泊滞在施設条例の一部改正について、日程第13、議案第5号 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯条例の一部改正について、以上3議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま一括上程されました議案第3号 那珂川町まほろばの湯湯親館条例の一部改正について、議案第4号 那珂川町宿泊滞在施設条例の一部改正について、議案第5号 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、指定管理者において各施設の管理運営を行なっておりますが、利用料金の上限額を引き上げることによりまして、利用者の皆様に対しまして、さらなるサービスの向上、施設の充実を図ってまいりたいと考えております。各施設の利用者の皆様にはご負担をいただくこととなりますが、ご理解をいただきたいと思っております。

また、今回の条例改正にあわせまして条項の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 補足説明を申し上げます。

最初に、議案第3号 那珂川町まほろばの湯湯親館条例の一部改正についてであります。改正点は別表中、浴室の大人（中学生以上）「1人につき500円」を「1人1回600円」に、小学生「1人につき300円」を「1人1回400円」に、乳幼児「1人につき無料」を「無料」に、和室の利用について「1室3時間につき2,000円」を「1室1時間1,000円」にするものであります。

附則は、施行日を定めたものであります。

次に、議案第4号 那珂川町宿泊滞在施設条例の一部改正についてであります。改正点は別表中、利用料金の上限額「1棟1泊につき1万円」を「1棟1泊1万5,000円」にするものであります。

附則は、施行日及び経過措置を定めたものであります。

次に、議案第5号 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯条例の一部改正についてであります、改正点は第5条、第7条、第8条に係る「使用料」の文言を「利用料金」に改めること及び料金の体系についてまほろばの湯湯親館と統一することとし、別表中、利用区分「中学生以下70歳以上の者」を「大人（中学生以上）」とし、新たに小学生の区分を設けまして、利用時間の規定を廃止し、利用回数を「1人1回」に改め、「大人500円」を「大人（中学生以上）600円」に、小学生は「300円」を「400円」にするものであります。

附則は、施行日を定めたものであります。

なお、利用料金につきましては、あくまで上限額を引き上げるものでありますので、指定管理者の考えによりましてこの範囲内での料金の設定が可能となります。

以上で、補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、益子輝夫君。

○4番（益子輝夫君） 私が伺いたいのは、町が入湯税ということでいただいていると思うんですが、その入湯税が町全体でどのくらいあるのか。また、まほろばとゆりがねの湯について入湯税がどのくらいいただいているのか、その辺を教えていただければというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 税務課長。

○税務課長（稲澤正広君） 今現在、入湯税の資料をちょっと持っていないものですから、資料をとった時点でというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 平成21年度の決算書にはなるんですが、合計でしかちょっと持っていないものですから、合計で1,763万6,810円となっております。ほかの温泉もありますから。

それから、日帰りは1日50円ということとなっております。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

○4番（益子輝夫君） こういうときなんですから、詳しい資料をいただきたいと思います。入湯税というので取っているんですから、ゆりがねにしてもまほろばにしても、指定管理者制度ですけれども、幾ら税金を得て幾ら出しているのか、その辺のことは最低限資料として

持っていていただかないと、審議するというにはならない。あとは、この条例を改正するわけですからその基本になると思うんですね。

私は聞きたかったのは、そういう収入があるわけですがけれども、それに対して、町がこの施設に出している修繕費とかいろいろあるでしょうけれども、その辺の金額はどのくらいになるかを教えていただきたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 町で出しているというのはちょっとあれなんです、ゆりがねの湯の場合、きのうも話あった指定管理料として1,260万、まほろばの湯のほうはお金は出しておりません。その中でやっていますので、入浴料とレストランとかそういう関係で賄っているということでございます。

○4番（益子輝夫君） ゆりがねの湯はわかりますか。

○商工観光課長（板橋了寿君） 町の指定管理料としては1,260万円ということでございます。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

○4番（益子輝夫君） その辺で、収入の部と支出とどのくらい出しているかということがわからないと、これ上げていいものか私はちょっと迷っちゃうんですがその辺が住民サービスの低下にもつながると、上がることによって。私もゆりがねの湯はかなり利用させていただいているんですが、結構毎日入りに来る人がかなり多いんですね。そして、それも70歳以上が多分200円だと思うんですが、そういう点ではそこから50円引かれるんですね、入湯税として。そうすると150円の収入でやっているんですね。そうすると、その人たちがどのくらい来るかというと全体の4割以上、4割超えているんですね。そうすると、幾らそういう人が入ってきても1人150円ですからね。非常に大変な状況なんですよ、経営が。

それと、まほろばについてですけども、まほろばもいろいろ提案していますよね、経営委員会に対しては。それで、結局なぜ赤字を防ぐかという、まほろばはまほろばでその財政でやっているんだって言いますが、利益を上げて、それを新たなところに、設備とかそういうことに投資をしなきゃならない、また修理もしなきゃならない。それと同時に、あそこは塩分が強いのでポンプがしょっちゅう壊れているということもあって、非常に大変なわけですよ。そういう中で経営者はポンプの設置って、今度出てきましたけれども、大分前から求めていたわけですよ。そうすればポンプが壊れてもタンクを設置すれば何とかなんと。

それと、いろいろ私も両方の経営者からも聞いてきました。非常に苦労してお客は結構ふ

えてきているんですね。だからそういう点で、まほろばにしてもゆりがねにしてもお客がふえてきています。そういう点で、これで料金上げると、私は利用者が減るんじゃないかなと、経営者も言っています。企業の努力というのは本当に大変な思いをしてやっているんですね。特に私、まほろばで感じたのは、十数年間あそこで働いている人が20人近くいるんですね。その給料が1円も上がっていないんです。それと、ゆりがねの管理者手当というんですか、管理者の収入は1円もないんです。

○議長（塚田秀知君） 益子輝夫君に申し上げます。簡潔にお願いします。

○4番（益子輝夫君） はい。そういうことを考えればね、町のそういう姿勢、そういう施設に対する姿勢が問われると思います。大田原の経営している五峰の湯とか、あるいは湯津上の温泉がありますけれども行政がそれにちゃんと答えてスピーディにやっています。そういう点から考えて、もっと町のやり方、対応の仕方、民間企業ですけれども、そういうことも一度考えを改めてやっていかないと、全く町民の憩いの場所であり、健康増進の場が本当に町民サービスの低下につながっちゃうということでは町の責任も重大だと思います。

そういう点で、私は従業員を初め、経営者の意見も聞いているので反対とは言いませぬけれども、そういう点では町民の理解を得られるような方向で、もっと町が地元の企業を初め、そういうところに相談など定期的に設けて、経営についてきちんと町の担当、町長だけでなく、担当職員も含めてそれを定期化していくというようなことをやっていかないと、せっかくなかった、また経営している会社が潰れるとか、また交代しなきゃならないということになると思いますので、その辺も含めて、今後のことをどんなふうに考えているか。ただ値段を上げるということだけじゃなくて、その辺をどういうふうに、サービスの低下にならないように、どんなように考えているかを伺って終わりたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 今回は条例改正のお願いであります。ご意見としてお伺いしておきます。

○議長（塚田秀知君） ほかにございせんか。

13番、小川洋一君。

○13番（小川洋一君） 1点だけお聞きいたします。

新しい利用料金の上限度、これ1人、大人の場合600円。以前ですと、午後5時以降、これ半額というか300円になりましたね。これがないわけですよ。午後になって行くという人がかなり多いと思うんですけれども、この600円ということは、これは後まで、最終まで

600円ということになるのでしょうか。これ管理者によって上限が決まっているから下げてもいいということもあるとは思いますが、ここに以前は午後5時以降と書いてあって、今回は利用料金の上限額が600円ということになっていますので、これについてはどういふふうに対処していくのでしょうか。この1点お願いします。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 今回の改正は、まほろばの湯の湯親館とゆりがねの湯の利用料金表を一緒にするという事で考えておきまして、その利用料金につきましては、上限額を引き上げるという考えでありまして、あとは指定管理者のほうの裁量によって、夕方安くするとかというのは多分そういう考えがなっていると思います。だから急に上がるという、200円が600円になるということではないと思います。

○議長（塚田秀知君） 13番、小川洋一君。

○13番（小川洋一君） じゃ、今の課長の答弁だと、その管理者によっては従来どおりやるということもあり得るということですね。わかりました。

○議長（塚田秀知君） ほかに。

5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 私は、今の課長の答弁では、料金を条例上はまほろばとゆりがねを同等にするという、その説明でありますけれども、内実は全然まほろばのほうが高く、高いというか、利用金額があつて、極端にゆりがねのほうの料金が安過ぎるという、こういう実態に至ったんですね。それを一緒にするという事ですから、上限だから、あとは指定管理者にお任せしますということですから、現段階では幾らになるかということにはわかりません。これが現状です。

だけれども、私は実際にはまほろばは1,000万近く赤字もある。ゆりがねのほうもとても経営が成り立たないと、さっきも言ったように安過ぎる料金でありますのでね。先日も70歳以上の方から電話がありまして、ゆりがねの湯は、俺70過ぎていて200円では入れるんだよと、あれじゃ経営成り立たないでしょうと、安過ぎるよという、あそこは値上げをしてもやむを得ないでしょうという利用者の声を受けて……

○議長（塚田秀知君） 大森富夫君に申し上げます。もう少し簡潔にお願いしたいと思います。

○5番（大森富夫君） 料金の問題ですけれども、まほろばのほうが恐らくそういうことで値上げをするでしょう。600円にするということになれば、これはお客さんが減るということで、私はそれには賛成しがたいということです。それで、こういう料金設定をしたときにま

ほろばのほうの、恐らく赤字ですから、料金値上げをするということになれば利用者減になるということが予想されますね。プラスマイナスして黒字化目指すということも計算されているんでしょうけれども、まほろばのほうは一体、この料金値上げをして幾らを見込んでいるのか伺っておきたいと思います。

それから、議案第4号のほうでは、この資料は出されていないのでちょっとわかりませんが、一気に1万円から1万5,000円に値上げをするんですね。これは、常識的に言わずにはちょっと余り値上げし過ぎるんじゃないかと、1万2,000円ぐらいは容認もできるけれども、しかも資料がないので、恐らく温泉とは違って経費というのはそんなにかかっていないと思うんですよね、建物あるだけですから、そのまま貸すだけの話で。だから、年間どのくらい利用されているのか、これも伺っておきたい。そこだけでの収支はどういうふうになっているのか伺います。

5,000円の値上げをするという点では、こういう思い切った値上げをする理由ですね。どんな合理的な根拠があるのか、これもまた伺っておきたいと思います。

議案第3号、第4号について伺います。

ゆりがねの湯のほうは先ほど申し上げましたように……

○議長（塚田秀知君） 大森富夫君に申し上げますが、もっと質問を簡潔にお願いしたいと思うんですが。

○5番（大森富夫君） わかりました。

○議長（塚田秀知君） 重複していて何を聞きたいのかわからないと思いますよ。

○5番（大森富夫君） いや、だって全体のやつを聞いていないですよ。だって……

○議長（塚田秀知君） 休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時52分

○議長（塚田秀知君） それでは、再開いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 一括で提案しちゃっていますのでね、私は、先ほど申し上げましたように、まほろば関係とゆりがねとは、これは状況が違うということです。ですから、私は、まほろばのほうの値上げには反対。しかも宿泊施設は1万円から1万5,000円に一気に値上げをするようなことにも反対。だけれども、ゆりがねの状況を見れば、これは先ほど利用者からの声もちょっと示しましたように、安過ぎるということもあります。だからこれはやむを得ないんですよ。だからそれについては賛成。こういうことです。

私は、まほろばのほうの反対理由につきましては、ゆりがねと違いまして、高目に設定してきたわけですね。ゆりがねと比較してですよ、比較的高く、100円高いんですから。そういうことで設定してきたと。それは一つですよ。そうすれば入湯客が減って、それは2割を見込んで8割で計算して1,380万からの収入になると増収になるというような計算は示してこられましたけれども、減ることは現実的なことだと思うんですね。そういうことで見れば、決して値上げすることが万全な策ではないというふうに思います。

3点目は、企業努力というものを、それはやっていますよ、どこでも、企業ですから。指定管理者になって、管理者は企業家としてやっているわけですから、やるわけですよ。しかし、それは、それでもなおかつ赤字ということについては、さらなる努力が求められるわけです。そういうわけで、この町民の保養と健康増進施設、こういうものを維持していくためには町のほうの取り組みというものを真剣に行なってもらわなければならないわけです。そういうことをぜひとも求めまして、私は議案の3号と4号について反対。5号につきましては賛成。これを討論と、結論といたします。

○議長（塚田秀知君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

12番、石田彬良君。

○12番（石田彬良君） 私は賛成討論をいたしたいと思います。

今の温泉施設の設置の関係の経営状態を見れば、値上げはやむを得ないものと考えます。そして、値上げの額も付加価値を含めて100円が適当であろうと思います。料金が値上げされれば、当然ながら入場者の減少も予想されます。また利用者は相応のサービスの対価を求めてきます。単に経営が苦しいから値上げするだけでは理解は得られないと思います。利用

者の方々に値上げを理解していただき、入湯、入場者の減少を最小限に食いとめるために、それぞれの経営者が努力してサービスの向上を図ることはもちろんのこと、創意と工夫でさらなる付加価値が必要となってまいります。

これらのことを経営者の方によく理解をしていただきまして、町民利用者のため、また町外からいらっしゃいます入湯客のために、よりよい温泉施設として、そして町の活性化と振興のために頑張っていたいただきたいと思います。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（塚田秀知君） ほかに討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は、1件ごとに行います。

異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第3号 那珂川町まほろばの湯湯親館条例の一部改正については原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚田秀知君） 起立多数。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 那珂川町宿泊滞在施設条例の一部改正については異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第4号 那珂川町宿泊滞在施設条例の一部改正については原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚田秀知君） 起立多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第14、議案第12号 平成28年度那珂川町ケーブルテレビ機器更新業務委託契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第12号 平成28年度那珂川町ケーブルテレビ機器更新業務委託契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本業務委託の契約方法は一般競争入札とし、8月3日に入札を実施いたしました。その結果、富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東支店が1億152万円で落札いたしました。

次に、業務委託の内容であります。那珂川町ケーブルテレビ施設内の機器類の耐用年数が経過したものについてリニューアルを行うものであります。

地方自治法第96条第1項第5号並びに那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明申し上げます。

お手元の議案第12号をごらんください。

契約の締結内容は、契約の目的、那珂川町ケーブルテレビ機器更新業務委託。契約の方法は一般競争入札。契約金額は1億152万円。契約の相手方は、埼玉県さいたま市大宮区桜木町1の11の20、富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東支店、支店長、小澤紀幸です。

次に、参考資料の入札経過をごらんください。

入札の経過ですが、7月8日に入札公告を行い、7月22日を締切日として入札参加申請を受け付けました。その後、8月2日を提出期限として郵便入札方式により入札を実施し、入

札参加者1社の立会いのもと、8月3日に開札を行いました。開札結果は入札経過書一覧のとおりであり、最低入札者を落札候補者として資格書類の審査を行い、8月5日に富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東支店を落札者と決定をいたしました。

なお、本入札の入札予定価格は1億491万7,680円であり、落札率は96.76%でありました。仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる8月10日に締結をいたしました。

次に、契約について説明をいたします。

契約金額の内訳は、入札書記載金額9,400万円に消費税相当額752万円を加えた1億152万円が落札価格となり、契約書記載金額となります。

委託箇所は、ケーブルテレビ放送センター内であります。

委託概要は、自主放送設備、データ放送システム、地デジ送出設備、ネットワーク設備等の機器の交換となります。

工期は着手日を議会の議決を得た日から3日を経過した日とし、完成を平成29年3月10日といたしました。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） これ毎回入札を行なっているわけなんですけれども、これは自治法に基づく随意契約で、やはり特殊な場合を除く、有利であるというような項目が167条にも、自治法にもあると思うんですけれども、この金額であっても、もうこの会社しか私はできないと思うんですよ。だから、そういう特殊性を鑑みて随意契約という方法でもよろしいんじゃないかなというふうに感じているわけなんですけれども、この点について、1点だけお伺いしておきます。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 今回、一般競争入札として、今回の議案を提案したわけですが、今後につきましては議員提案の部分も含めて、町の選考委員会等で内容について協議してまいりたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君）　　そういうような情報もあったかに、私も随意契約をしたことがないのでわからないんですけども、多分そういう契約もできると思いますので、わざわざ入札に付さなくても随契でできると思いますので、よろしく検討のほどお願いします。

以上です。

○議長（塚田秀知君）　　ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君）　　質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君）　　討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号　平成28年度那珂川町ケーブルテレビ機器更新業務委託契約の締結については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君）　　異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

休憩　午前11時05分

再開　午前11時15分

○議長（塚田秀知君）　　再開いたします。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君）　　日程第15、議案第13号　（仮称）認定こども園わかあゆ増改築工事

請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第13号（仮称）認定こども園わかあゆ増改築工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

認定こども園につきましては、第2次那珂川町保育所等再編整備計画の方針に従い、平成29年4月の開園に向けて施設の増改築を行うため、本年度、既に（仮称）認定こども園ひばり増改築工事を発注しておりますが、今回もう一方の部分として本工事を施工するため、一般競争入札により8月3日に開札行い、応札した7社の中から落札候補者を決定し、8月5日に落札決定をいたしました。その結果、9,234万円で那須烏山市の株式会社平野建設と契約を締結するものです。

地方自治法第96条第1項第5号並びに那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） 補足説明をいたします。

お手元の議案第13号をごらんください。

契約の締結内容でございますが、契約の目的、（仮称）認定こども園わかあゆ増改築工事。契約の方法、一般競争入札。契約金額9,234万円。契約の相手方、栃木県那須烏山市野上1162、株式会社平野建設、代表取締役平野哲夫です。

次に、参考資料をごらんください。

入札の経過ですが、7月8日に入札公告を行い、7月22日を締切日として入札参加申請を受け付けました。その後、8月2日を提出期限として郵便入札方式により入札を実施し、入札参加者2社の立会いのもと、8月3日に開札を行いました。開札結果は入札経過書一覧のとおりであり、最低入札者を落札候補者として資格書類の審査を行い、8月5日に株式会社平野建設を落札者と決定をいたしました。

なお、本入札の予定価格は1億720万800円であり、落札率は86.13%でした。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる8月17日に締結いたしま

した。

次に、裏面をごらんください。

次に、契約について説明いたします。

契約金額の内容は、入札書記載金額8,550万円に消費税相当額684万円を加えた9,234万円が落札価格となり、契約書記載金額となります。

工事場所は、那須郡那珂川町小川869番地です。

工事の内容は、建設工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式、厨房設備工事一式、既存園舎接続部分解体工事一式、外構工事一式であります。

工期は、着手日を議会の議決を得た日から3日を経過した日とし、完成日を平成29年2月28日といたしました。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います

質疑はありませんか。

3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） 今回、落札業者は多分那珂川町では初めてではないかなというふうに思うんですけども、その中で、今後の工事内容の中で町の業者を下請け業者として使うよう指導しているのかどうかについて、その1点お伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） 平野建設と今後、契約締結後、打ち合わせをいたすところでございます。そのような方向でぜひお願いしたいというふうに、要望したいというふうに考えております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） 今、課長が答弁されたように、なるべく地元企業を使っただけのようにお願いできるようお願いいたしまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号（仮称）認定こども園わかあゆ増改築工事請負契約の締結については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第9号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（塚田秀知君） 日程第16、認定第1号 平成27年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第2号 平成27年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第3号 平成27年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第4号 平成27年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第5号 平成27年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認定第6号 平成27年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第22、認定第7号 平成27年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第23、認定第8号 平成27年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第24、認定第9号 平成27年度那珂川町水道事業決算の認定について、以上9議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました認定第1号から認定第9号 平成27年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

私は、那珂川町長に就任以来、「働く喜びを実感できる町に」、「我が子の笑顔あふれる

成長が実感できる町に」、 「年老いても安心して充実した生活が実感できる町に」 を目標達成のための3本の柱として町振興のために鋭意取り組んでいるところであります。この間、各種事務事業の執行に際しましては、議会を初め、町民の皆様のご協力、また各般にわたり、国・県及び関係機関のご援助、ご指導を賜りましたことに対し、深く感謝を申し上げます次第であります。

さて、我が国の経済状況はアベノミクスの取り組みのもと、企業収益は過去最高水準となり、就業者数は増加、3年連続でベースアップの流れも広がりつつあり、雇用、所得環境は大きく改善され、経済再生、デフレ脱却に向けて大きく前進しているとされています。

しかしながら、人口の減少や高齢化が深刻な問題になっている当町のような地域にあっては、いまだアベノミクスの恩恵を十分に実感するまでには至っていない状況にあります。

このような中、急速に進む人口減少と、それと同時並行で進む少子高齢化への対応については、国を挙げてのさまざまな試みにもかかわらず、根本的な解決策を見出せない状況にあります。国では地方が自主性・主体性を最大限に発揮して地方創生に取り組むために、まち・ひと・しごとの創生事業を本格化させているところであります。

町といたしましては、その基本となる那珂川町人口ビジョンと那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するとともに、第2次那珂川町総合振興計画、なかがわ「元気」ビジョンを策定し、人口減少を初め、本町が直面するさまざまな課題を克服し、この地方創生の流れをしっかりと受けとめるため、新たな町の創生に全力を挙げて取り組んでいるところであります。

このような状況であります。平成27年度が第1次那珂川町総合振興計画の最終年度となったこともあり、那珂川町過疎地域自立促進計画とあわせて「豊かな自然と文化にはぐくまれ、やさしさと活力に満ちたまちづくり」を基本テーマとし、各種事業の総仕上げとして各種施策を推進してまいりました。

「安全・快適なユニバーサルデザインのまちづくり」では、昨年引き続き、町道76号線、和見立野線、田山線、愛宕山線の整備をするとともに、橋梁の長寿命化対策事業として大松橋の高欄塗装工事や橋梁点検業務を行うことにより、町道の危険個所の解消を図ることができました。

住環境の整備として町有住宅サン・コーポラス馬頭の長寿命化大規模改修工事を実施したほか、消防防災、交通安全、防犯基盤の整備では那珂川消防署建設に伴う南那須地区広域行政事務組合の消防庁舎整備事業費を負担いたしました。

「笑顔あふれる元気で心あたたかなまちづくり」では、高齢者インフルエンザなどの予防接種の支援やがん検診の推進のほか、子育て支援の一環としてフッ素塗布の自己負担の無料化を実施いたしました。高齢者福祉では、ひとり暮らし高齢者等の緊急通報システム設置事業を継続するほか、3歳から15歳へ子供医療費現物支給化の引き上げや出産記念品贈呈事業など、子育て支援事業を充実いたしました。

「人を育て未来を拓くまちづくり」では、引き続き馬頭高校存続に向けて馬頭高校通学費補助金を交付し、通学環境の支援を行うとともに、馬頭中学校環境整備工事を実施するなど、各小・中学校の施設、遊具等の改修工事を実施いたしました。体育施設の整備としては、馬頭運動場及び小川運動場等の整備を実施いたしました。また例年どおり青少年海外体験学習派遣事業を行なったほか、合併10周年記念姉妹都市国際交流事業としてアメリカ合衆国ホースヘッズ村に町民を派遣いたしました。

「人がにぎわい活力あるまちづくり」では、引き続き青年就業者の支援をする給付金事業に取り組んだほか、担い手育成整備支援事業、機構集積支援事業にも新たに取り組みました。農業基盤整備促進事業として農道整備工事及び用排水路整備工事、揚水機更新工事などを実施したほか、イノシシ肉加工施設運営事業や森林保全のための森林整備地域活性支援交付事業、地元材の利用拡大を推進するための木材需要拡大事業、水産業振興のホンモロコ養殖事業への補助金などを継続して実施してまいりました。企業誘致活動の推進では、企業立地を促進のため引き続き企業立地奨励金、雇用促進奨励金を交付し、企業訪問等を積極的に行なってまいりました。地域間連携・交流の促進として、引き続きふくろう協定を締結している豊島区と交流を図ったほか、秋田県美郷町に教育関係者を派遣し、秋田県の教育先進事例の視察交流を実施いたしました。

「豊かな自然と共生するまちづくり」としては、引き続き生活環境の整備を図るため、廃棄物収集処理対策事業、環境保全対策に取り組んでまいりました。

「改革への道」として、庁舎整備事業費では基本実施設計のほか、新庁舎建設工事等を実施いたしました。また那珂川町合併10周年を迎え、町の歌の制作や記念式典を実施するとともに、なかがわ元気フェスタなどの各種記念協賛事業を実施いたしました。さらに、町の地域振興を図るための地域おこし協力隊事業では、隊員を4名に増員して町の魅力の再発見と県内外に向けた誘客情報の発信を行なってまいりました。

「まちづくりの3大重点プロジェクト」では、引き続き太陽光発電等設備導入事業補助を継続して実施してまいりました。

平成27年度に実施いたしました主な事業について申し上げますが、各種事務事業につきましては、お配りしてあります「主要施策の成果」に詳しく記載されておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

それでは、一般会計から順次決算の概要を申し上げます。

那珂川町一般会計であります。歳入の主なものは、第1は地方交付税で37億2,149万3,000円、第2は町税で19億8,606万2,241円、第3は県支出金で10億2,134万2,333円、続いて町債で7億8,898万8,000円であります。

次に、歳出の主なものは、第1は民生費で21億1,361万8,166円で、臨時福祉給付金事業を始めとする老人福祉、障害者福祉などの各種の社会福祉事業、児童手当支給業費や子育て世帯臨時特例給付金事業費、子育て環境を充実するための保育園費、児童措置費、母子福祉などの児童福祉費が主なものであります。

第2は総務費で、20億4,639万6,094円で、合併10周年記念事業や新庁舎整備事業、デマンドタクシーの実証運行などの交通対策事業、プレミアム商品券の発行や人口ビジョン及び総合戦略の策定などの地域住民生活等緊急支援事業、栃木県の地域振興支援交付金を受けた地域振興基金積立金、マイナンバー制度に伴うシステム開発費などが主なものであります。

第3は教育費で、11億109万8,118円で、馬頭中学校環境整備工事、小川運動場及び馬頭運動場整備事業など、学校教育や社会教育及び社会体育の振興に要した経費などが主なものであります。

その決算の内容であります。歳入総額99億1,077万2,151円、歳出総額93億7,309万9,507円で、歳入歳出差引額は5億3,767万2,644円であります。そのうち継続費通次繰越額として2,900万円、繰越明許費繰越額として1,430万6,000円を翌年度へ繰り越すべき財源として控除すると、実質収支額は4億9,436万6,644円となりました。

なお、実質収支額のうち地方自治法の規定による基金繰入額として2億4,000万円を財政調整基金に繰り入れたものであります。

次に、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計であります。放送センターの管理運営を図るため、ケーブルテレビ機器更新業務を行うとともに各種のサービスを提供しました。

その決算の内容であります。歳入総額5億1,347万6,842円、歳出総額5億776万9,932円で、歳入歳出差引額は570万6,910円となりました。

次に、那珂川町国民健康保険特別会計であります。療養の給付のほか、健康管理センターを拠点とした各種健康診査などを行い、被保険者の健康保持増進のための各種の保健事業

を積極的に推進しました。

その決算の内容であります。歳入総額26億5,943万5,102円、歳出総額25億6,217万9,262円で、歳入歳出差引額は9,725万5,840円となりました。

次に、那珂川町後期高齢者医療特別会計であります。高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、栃木県後期高齢者医療広域連合納付金の納付や検診事業を行いました。

その決算内容であります。歳入総額1億9,653万3,080円、歳出総額1億9,264万4,275円で、歳入歳出差引額は388万8,805円となりました。

次に、那珂川町介護保険特別会計であります。65歳以上の被保険者は5,945人で、認定者は、要支援108人、要介護1,018人、合わせて1,126人を対象に各種の給付、支援を行いました。

その決算の内容であります。歳入総額18億1,899万2,945円、歳出総額17億6,565万5,575円で、歳入歳出差引額は5,333万7,370円となりました。

次に、那珂川町下水道事業特別会計であります。公共用水域の水質保全と快適な生活環境の確保のため、下水道管渠工事や公共ます設置工事、舗装復旧工事のほか下水道処理施設の維持管理に努めました。平成27年度の施設の管理状況では、馬頭処理区の接続戸数は401戸、排水処理人口は844人、年間処理水量は12万304立方メートルとなりました。小川処理区につきましては、接続戸数883戸で、排水処理人口は2,305人、年間処理水量は27万3,624立方メートルとなりました。

その決算の内容であります。歳入総額3億941万3,870円、歳出総額2億9,574万757円で、歳入歳出差引額は1,367万3,113円となりました。

次に、那珂川町農業集落排水事業特別会計であります。農業用水の水質保全、環境の改善等を図り、北向田地区と三輪地区の維持管理に努めました。平成27年度の施設の管理状況は、接続戸数226戸、排水処理人口708人、年間処理水量は10万1,080立方メートルとなりました。

その決算の内容であります。歳入総額4,951万9,200円、歳出総額4,464万8,867円で、歳入歳出差引額は487万333円となりました。

次に、那珂川町簡易水道事業特別会計であります。簡易水道事業として設置されている8施設における水道水の安定供給及び施設の維持管理に万全を期すとともに、渇水対策のため那須烏山市との緊急連絡管布設工事を実施しました。また道路改良工事に伴う配水管の布設及び布設がえ工事やポンプ更新工事などの各種施設の整備事業を実施しました。平成27年

度の施設の管理状況は、給水戸数2,854戸、給水人口7,792人に対し、65万305立方メートルを供給しました。

その決算の内容であります。歳入総額2億2,019万5,909円、歳出総額1億9,599万7,379円で、歳入歳出差引額は2,419万8,530円となりました。

最後に、那珂川町水道事業であります。上水道と東部地区簡易水道において給水戸数3,220戸、給水人口9,101人に対し、給水量88万8,062立方メートルを供給するとともに、配水管布設がえ工事やポンプ交換工事などの各種施設の整備事業を実施いたしました。

収益的収支につきましては、収益は2億2,517万9,874円に対し、費用は1億6,000万623円で、純利益は6,517万9,251円の純利益となりました。

以上、那珂川町の各会計決算の概要を申し上げましたが、これらの決算につきましては監査委員から決算審査における意見書をいただいておりますので、あわせてご報告をいたします。

ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定いたしました。

ただいま、議員全員を委員とする決算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決定しておりませんので、委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって、本日、本会議散会后、直ちに決算審査特別委員会を議場に招集したいと思います。

ここで、本会議の休会についてお諮りいたします。

9日から19日までの11日間は、決算審査特別委員会及び休日のため本会議を休会としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、9日から19日までの11日間は、本会議を休会とすることに決定いたしました。

9日から19日までの11日間は本会議を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（塚田秀知君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時47分